

第1章 市民相互が支えあうまちづくり

第1節 市民の防災行動力の向上

第1 防災知識の普及

方針

災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図る。

計画

防災知識の普及	1 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発
	2 学校教育、社会教育における防災教育
	3 事業所等に対する防災教育

1 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発（総務部・健康福祉部・建築都市部）

災害時における行動基準、各家庭における対応の指針等、防災に関する知識の普及を図り、市民等の防災意識の高揚に努める。

(1) 普及啓発内容

ア 災害の知識

- (ア) 災害の形態や危険性
- (イ) 各防災機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ) 地域の危険箇所

イ 災害への備え

- (ア) 3日分程度の飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品の準備
- (ウ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (エ) 家具、什器類の固定、家屋、施設、壁、擁壁の安全対策
- (オ) 避難場所、家族との連絡方法の確認
- (カ) 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 自家用車の使用自粛等の注意事項
- (エ) 災害時要援護者への支援

(2) 普及啓発の方法

ア パンフレット等による啓発

防災パンフレットや防災マップ等を作成、活用するとともに、広報誌及び豊中池

田ケーブルネット等により普及啓発を推進する。

また、外国語版、点字版等のパンフレットや声のテープの作成等による啓発にも努める。

イ 活動等を通じた啓発

「防災週間」、「防災とボランティア週間」等、防災に関する諸行事にあわせ、講演会等の開催、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発に努める。

2 学校教育、社会教育における防災教育

災害に対する知識、避難の方法、心得等について、小中学校の児童生徒を対象に安全教育の一環としてその徹底を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

(1) 防災教育（教育委員会・こども未来部・総務部）

ア 小中学校において、災害の原因、実態及びその対策等の学習を行う。

イ 幼稚園、保育所等で遊び等を通して、乳幼児期における防災知識の普及を図る。

(2) 防災訓練（教育委員会・こども未来部・消防本部）

教育課程の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得を図る。

(3) その他の教育活動（教育委員会・総務部）

社会教育の一環として、公民館講座等を通じて防災教育を行う。

3 事業所等に対する防災教育（消防本部・総務部）

事業所及び防災上重要な施設の管理者に対し防災教育を実施し、出火防止、初期消火及び避難等の災害時における行動力、地域との連携など自主防災体制の強化を図る。

(1) 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員等に対する講習会、説明会等を実施し、事業所等の災害時における防災意識の普及を図る。

(2) スーパーマーケット、工場等多数の人が出入り又は勤務する事業所においては、消防計画の作成、訓練、避難誘導対策などに対する指導を行う。

第2 自主防災活動の充実・強化

方針

市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

計画

自主防災活動の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の組織化 2 自主防災組織の育成及び活動 3 自主防災活動の環境整備 4 事業所の自主防災体制の強化
--------------	---

1 自主防災組織の組織化（総務部）

地域団体等と連携して、近隣防災圏・地区防災圏を単位として、また、市民の自主性を尊重しながら地域に密着した組織を単位として、市民による自主的な防災組織づくりを支援し、育成に努め、地域の防災行動力の充実強化を図る。

2 自主防災組織の育成及び活動（総務部・消防本部・各部）

自主防災組織の活動は、災害発生時、特に初期活動にその機能を発揮するため、平常時における継続した防災研修と防災訓練が必要である。

平常時の継続した取り組みを支援するため「豊中市自主防災組織等育成要綱」にもとづき活動を支援する。

【自主防災組織の活動】

区分	平常時の活動	災害発生時の活動
点検	地域内の安全点検、防災資機材の点検整備	
情報・連絡	防災に関する啓発活動	情報収集・伝達
消火	出火防止・初期消火の啓発、消火訓練	出火防止・初期消火
救出・救護	救出・救護訓練	救出・救護
避難誘導	避難訓練	避難誘導
給食・給水	給食・給水訓練	給食・給水
避難所		給食・救援物資の配付 避難所の運営管理

3 自主防災活動の環境整備（総務部・消防本部）

災害時に自主防災組織の活動を期待するためには、平素から防災に関する知識や技術の習得が重要であり、そのための環境整備を行う。

(1) 防災講習会の開催及び職員の派遣を行う。

- (2) 地区防災圏ごとに自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。
- (3) 自主防災組織に対して、防災マップ等の作成支援を行う。
- (4) 防災に関する講座等の開催を通じて、自主防災リーダー等の人材育成に努める。
- (5) 火災予防講習会の開催・初期消火・救出救護・避難など各種防災訓練の指導、助言を行う。

資料：予防 - 1 コミュニティ防災資機材整備一覧表

4 事業所の自主防災体制の強化（消防本部）

事業者は、災害の発生を防止し、又は災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるため、事業所の自主防災体制の強化に努める。

- (1) 事業所の自主防災体制確立のため、事業所の実態・規模等に応じた防災計画の作成を指導する。
- (2) 防火管理義務を有する事業所については、消防法に基づく消防計画の中に、自主防災体制の確立の対策について指導していく。
- (3) 事業所は、隣接事業所との共同自主防災体制の確立に努めるとともに、地域（市民）との相互協力による自主防災体制の充実・強化の推進を検討する。
- (4) 事業所内の自主防災体制の強化及び地域との相互協力のために必要な防災資機材の整備に努める。

第2節 防災訓練

方針

市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、各種災害に関する訓練を実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

計画

防災訓練	1 総合的防災訓練
	2 個別防災訓練
	3 事業所の防災訓練
	4 市民の防災訓練

1 総合的防災訓練（総務部）

関係機関及び住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的な訓練を実施する。

また、府等と連携し、他市町等との広域的な訓練の実施も考慮するものとする。

2 個別防災訓練（各部）

非常通信訓練、非常参集訓練などの複数の部局に関連する防災訓練や消防訓練、水防訓練等の所管事務に係る訓練を定期的実施する。

3 事業所の防災訓練（消防本部）

事業所が定期的実施する消火、通報、避難などの訓練に対し、実態にあった実践的な指導を行う。

4 市民の防災訓練（各部）

市民は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防災の基本にたって適切な行動がとれるよう、平素から防災に必要な知識、技術の習得のための防災訓練を行うとともに、市は指導・助言を行う。

また、市が実施する防災訓練等にも積極的に参加する。

第3節 災害時要援護者対応

方針

高齢者や子ども、障害者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい状況にある。また、高齢者の増加、国際化による外国人市民の増加など災害時要援護者の増加が予測される。このため、これらの状況に適切に対処するための対応策を進める。

計画

災害時要援護者対応	1 福祉のまちづくりの推進 2 社会福祉施設等における対応 3 災害時要援護者対応 4 外国人市民等への対応
-----------	---

1 福祉のまちづくりの推進（健康福祉部）

「大阪府福祉のまちづくり条例」、「豊中市福祉のまちづくり整備要綱」、「豊中市第三次障害者長期計画」等によるまちづくりを進めるとともに、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、豊中市社会福祉協議会等との相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

2 社会福祉施設等における対応（健康福祉部・こども未来部・各部）

社会福祉施設、保育所、幼稚園などには、高齢者や障害者、乳幼児といった災害発生時には自力での行動が困難な人も入所又は通所しているため、これらの人々の安全を図るため、日頃から対応策を講じておくことが必要である。

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災体制の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した防災計画を各施設ごとに策定する。

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、消火や避難等が円滑に行えるように定期的に各施設ごとの防災訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害時に施設の被害や火災発生を防止するため、施設や設備、保有危険物等の安全点検を定期的に行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所（通所）者は、自力での避難が困難である場合が多く、災害発生時の避難にあたっては、地域住民の協力が得られる体制づくりを推進するため、地域社会との連携を密にする。

3 災害時要援護者対応（健康福祉部）

(1) 災害時要援護者の把握

ア 平常時から、プライバシーの保護に十分配慮し災害時要援護者の状況把握に努める。

イ 重度障害者等在宅要援護者については、豊中市重度障害者等安否確認事業実施要綱に基づき、安否確認を実施する。

ウ 各小学校単位で実施される安否確認実施機関による安否確認訓練には災害対策本部援護班の職員が立会い訓練指導を行う。

エ 安否確認実施機関の者は、平常時の福祉活動等で重度障害者等で安否確認制度を利用していない安否確認対象者に安否確認制度について啓発することとする。

オ 日常業務において安否確認制度の利用について安否確認対象者に制度の利用を促す。

資料：予防 17 豊中市重度障害者等安否確認事業実施要綱

予防 18 重度障害者や要援護高齢者等のための安否確認実施マニュアル

(2) 防災についての指導・啓発

災害時要援護者及びその家族に対する指導や地域住民の役割を明確にし、広報等に努める。

(3) 情報連絡手段の整備

緊急通報システム、障害者ファクシミリ等の情報伝達手段の整備を進める。

(4) 安全機器の普及促進

防火指導や簡易型の警報設備、スプリンクラー設備等の普及促進に努める。

4 外国人市民等への対応（人権文化部）

言葉の違い等から、災害時における外国人市民等への情報伝達が困難になることが予測されるとともに、言葉や生活習慣の違いから避難所での意思疎通も困難な場合が少なくない。このため、（財）とよなか国際交流協会等と連携し、外国人市民・旅行者等に対して、安心して行動できるような条件、環境づくりに努める。

(1) 日本語を解せない外国人市民向けの防災パンフレット等の広報印刷物等の配布

(2) 災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発、地域との交流促進

(3) 日本語を解せない外国人市民等に対する災害時相談窓口の開設

第4節 ボランティア環境の整備

方針

ボランティアに対する市民の意識づくりとともに、活動分野の需要の把握や受入れ及び連携を図るための体制づくりを推進するなど、ボランティア環境の整備に努める。

計画



1 ボランティア調整機関の整備（健康福祉部）

(1) 基本的な考え方

- ア 豊中市社会福祉協議会(災害支援ボランティアセンター)と連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う。
- イ ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の検討については、豊中市社会福祉協議会の組織する「災害支援ネットワーク」等のボランティアで組織する調整機関の自主性を尊重する。

(2) 平常時からの連携（健康福祉部・人権文化部・総務部）

- ア 平常時から豊中市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動のリーダーの育成を図るとともに、次の機関又は組織等へ協力の依頼を行う。
 - (ア) 豊中市社会福祉協議会のボランティア組織
 - (イ) とよなか国際交流協会
 - (ウ) 住民組織
 - (エ) 企業労働団体
 - (オ) 一般ボランティア
- イ ボランティア活動に対する理解を深めるため、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」等の諸行事を通じ、ボランティア意識の高揚等を図る。

2 ボランティア活動の支援（総務部）

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点の提供、資材の調達、活動時の保障・保険制度等についてのルールづくりなど、活動のための環境づくりを進める。